

4月から高額療養費支給申請時の 領収書の添付が一部を除き省略できます

図 保険年金課 ☎65・6512



国民健康保険加入者が医療機関等で支払った1か月分(月の1日から月末までの)の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた額が高額療養費として支給されます。

これまでは申請時に領収書の添付が必要でしたが、次の条件をすべて満たした場合に、4月受付分から省略できるようになりました。

【条件】

- ①国民健康保険料の滞納がないこと
- ②市にレセプトが到着済みであること(診療月の3か月後が目安です)
- ③住民税非課税者で、無料低額診療(※)実施機関での入院がないこと

- ④1つの医療機関で10万円以上の支払いがないこと
 - ⑤限度額適用認定証保有者で、1つの医療機関で限度額以上の支払いがないこと
- ※無料低額診療とは、経済的理由により適切な医療を受けることができない人に、無料または低額で診療を行う事業です。県内では10か所、市内ではセフィロト病院が実施しています。詳しくは滋賀県ホームページをご覧ください。



▲滋賀県ホームページ

余呉高齢者福祉センターが移転します

図 高齢福祉介護課 ☎65・7789



4月1日(木)から、余呉高齢者福祉センターは余呉やまなみセンター内に移転します。連絡先は次のとおりです。

【住所】余呉町中之郷2434

☎86・2195

※電話番号に変更はありません。



▲位置図

市立長浜病院職員を募集します

図 長浜市病院事業職員選考委員会(市立長浜病院総務課内)
☎68・2324
〒526・8580 大成亥町313



市立長浜病院では令和4年4月1日採用予定の職員を募集します。

【職種】薬剤師

【採用予定人数】2人

【試験日】5月11日(火)

【試験会場】

市立長浜病院(大成亥町)

【受験資格】

次のいずれにも該当する人

○昭和61年4月2日以降に生まれた人

○薬剤師法による薬剤師の免許を有す

る人(令和4年3月末日までに免許取得見込みの人を含む)

○当直ができる人

【申込期限】

4月27日(火)当日消印有効

※受験申込書は担当課にあります。また、郵送での請求や病院ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは病院ホームページをご覧ください。

薬剤師奨学生を募集します

図 市立長浜病院総務課 ☎68・2324
〒526・8580 大成亥町313



将来にわたり病院に貢献できる人材を育成するため、病院薬剤師をめざす人を経済的に支援する奨学金制度を設けています。

奨学金は、当院に薬剤師として就業することを前提に貸与します。

【対象】

薬剤師を養成する学校に在学する最終学年の人

【定員】2人

【奨学金】月額100,000円

国保人間ドック助成申請を受付します

図 保険年金課 ☎65・6512
〒526・8501 八幡東町632



疾病の早期発見および健康の維持と増進のため、人間ドックを受診する人に費用の一部を助成します。

健康管理には定期的なチェックが必要です。ぜひこの機会に受診してください。

【対象となる人】

- 次のすべてにあてはまる人
- ①長浜市国民健康保険加入者
- ②4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
- ③世帯に国民健康保険料、市税等の滞納がない人
- ④市の保健指導を受けることに同意する人

※今年度の0次健診および特定健診を受診される人は、人間ドック健診費用の助成を受けることはできません。

【助成内容】

- 人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施されるオプション検診
- JADドック(レディースドック健診、メンズドック健診、JADドック健診)、各JADドック健診に追加して実施されるオプション検査

受診費用の2分の1(100円未満切捨て)

日帰りは上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

【対象受診機関】

○人間ドック

市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCウエルネスひこね健診クリニック

○JADドック

JALレーク伊吹、JAL北びわこ

【申請受付】

4月1日(木)～12月28日(火)に、国民健康保険証を持って、担当課または北部振興局くらし窓口課、各支所で申請してください。また、郵送でも申請を受け付けています。ただし、定員に達し次第、受付を終了します。詳しくは担当課までお問い合わせください。

※申請書には本人の署名が必要です。

※受診後の助成申請はできません。必ず受診前に

申請してください。



毎月第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。4月10日(土)、29日(木・祝)西友長浜楽市店 25日(日)イオン長浜店10時～11時30分、13時～15時30分 図 健康企画課 ☎65・7779

小学校給食費補助の申請をお忘れなく

図 すこやか教育推進課 ☎65・8606



次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支え、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるまちをめざし、小学校の学校給食費を補助します。

給食費の補助を受けるには、申請が必要ですので、締切までに申請書の提出をお願いします。

【対象】

市内在住で、小学校に在籍する児童の保護者

次の場合は補助の対象になりません

- 就学援助費・特別支援教育就学奨励費などを受給している(ただし、特別支援教育就学奨励費を受給し、学校給食費の自己負担分がある場合を除く)
- 生活保護を受けている
- 在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない
- 学校給食費を滞納している

【補助金の流れ】

○市立小学校の場合
学校給食費の実費分を市で補助金から代理納付しますので、市に学校給食費を支払う必要がありません。

○市立小学校以外の場合

小学校に支払った学校給食費分を、補助金として保護者に交付します。交付時期は令和4年4月以降となります。

【申請方法】

○市立小学校の場合
4月15日(木)までに在籍する小学校に申請してください。

○市立小学校以外の場合
学校に年間の給食費を支払った後に、「補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、関係書類を添付し、担当課に提出してください。

※申請書などの様式は、各小学校で配布するほか、担当課にもあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

